

生徒心得

学校生活はお互いが励まし合い、助け合って集団生活をしていくところに意義があります。よりよい集団生活をしていくために、学校生活にも一つの規律が必要です。そのために、つぎのことを目標に生徒心得をつくりました。

- (1) つねに本校生徒として自覚と誇りを忘れず、誠意を持って行動する。
- (2) 他を尊重し、信頼し、また他からも信頼されるような円満な人格の形成につとめる。
- (3) 一人ひとりが誠意を持って規則を守り行動することによって、規律の中に真の自由があることを知る。

1. 登校・下校

- (1) S HR開始（8時45分）までに登校すること。
- (2) 登校後は放課後まで外出してはならない。止むを得ず外出する場合は、願い出て許可を得ること。（願・届の項参照）
- (3) 止むを得ず団体及び個人で早朝登校・居残りなどをする場合は、事前に許可を得ること。（早朝登校は午前7時以降／居残りは午後6時までとする。）（願・届の項参照）
- (4) 自動車・オートバイ等での通学を禁止する。（同乗を含めて禁止である。また制服を着用してのオートバイ乗車は、どこであっても禁止とする。）
- (5) 学校に隣接した道路と学校から半径500m以内での駐車を禁止する。
- (6) 自転車通学する者は、自転車通学許可願を提出すること。校内では定められた場所に駐輪し、記名・施錠を確実にしておくこと。（願・届の項参照）
- (7) 最終下校時刻（午後5時）を厳守すること。
- (8) 休日の登校は原則として認めない。HR、委員会、部などの活動で止むを得ず登校する場合は許可を得ること。（願・届の項参照）
- (10) 授業日、休業日にかかわらず、登下校は本校の制服（制服の項参照）を着用すること。
- (11) 本校生徒として行動する場合や行事の際は必ず制服を着用すること。（ただし、特別な指示のある場合は除く。）
- (12) 長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）の登校については、別に定めるところによる。
- (13) 休業日であったとしても、登下校時に、風紀上好ましくない施設・場所への出入りをしないこと。
- (14) 遅刻は厳禁、度重なる場合は指導の対象となる。

2. 学校生活

- (1) 教員・職員・来客には、挨拶を心掛けること。
- (2) 所持品には必ず記名し、紛失・盗難・拾得などの場合は直ちに届け出ること。（願・届の項参照）
- (3) 必要以上の金品を持参しないこと。ただし、止むを得ない場合は必ず身につけておくか学級担任または関係教員に預けること。
- (4) 学習活動に不用な物品は持ち込まないこと。学習活動の妨げになる物が発見された場合は、一時預かることとする。
- (5) 土足のまま校舎等の施設に入ること、または上履のまま校舎外へ出ることを禁ずる。

- (6) 施設・設備・校具等は無断で使用しないこと。使用する場合は、事前に届け出て許可を得ること。
(願・届の項参照)
- (7) 施設・設備・校具等を破損、紛失、汚損した時は直ちに届け出ること。(状況によっては実費を徴収することがある。)(願・届の項参照)
- (8) 学校外の諸活動をする際は保護者の許可を受け、担任に報告すること。
- (9) 生徒間の金品の授受・物品の販売・署名活動などは、生徒会規則によるものを除き原則として認めない。
- (10) 住所・保護者等の変更などについての届け出、欠席・遅刻・早退等などの連絡はその都度行うこと。長期(1週間以上)にわたる欠席については、医師の診断書を添えて届け出ること。(願・届の項参照)
- (11) 校舎内外の美化に努めること。清掃は所定の計画通りに行い、終了後担当職員に報告すること。
- (12) 集団生活を円滑に、より楽しくするために、挨拶は丁寧に行うこと。
- (13) 節度を保ち、互いに尊重し合い、誠意を持って他者と関わり合うこと。
- (14) 健康・安全には、常に注意し、明朗健全な生活を心がけること。
- (15) 学校の内外を問わず、高校生としての品位を保ち、違法な行為をしない。特に、喫煙(タバコ・喫煙用具所持及び同席を含む)、飲酒等の行為は厳禁とする。

3. ロッカー使用

- (1) 鍵をかけ、責任をもって管理すること。
- (2) ロッカー内は整理・整頓に留意し、非衛生にならぬよう心がけること。
- (3) いたずら書き、ステッカー等の貼り紙類はしないこと。
- (4) 他人のロッカーには触れないこと。

4. 体育施設

- (1) 校庭・サブグラウンド・テニスコートでは運動靴を利用し、革靴では入らないこと。
- (2) 体育館・剣道場では規定の体育館履きを使用し、常に館内の清潔に心がけること。
- (3) 柔道場には素足で入ること。
- (4) 雨・霜等で校庭が軟弱な場合は、中に入らないこと。
- (5) 授業以外で体育施設を使用する場合は、危険防止に十分注意すること。

5. その他

- (1) 自宅学習期間中は自主的に学習活動を行い、旅行・アルバイトなどをしないこと。
- (2) 諸願・届については「諸願・届」の項に示す規定に従うこと。
- (3) アルバイトは好ましくないが、止むを得ない場合は職種・場所・時間等について十分検討し、保護者の承認を得て担任にアルバイト届を提出すること。原則考査1週間前は禁止とする。(願・届の項参照)

【制服】

服装や身だしなみは、その人の人格、教養を端的に示すものであるといわれる。本校では、良識と規律ある充実した学校生活を送って欲しいという願いから「制服」を定め、高校生としての品位を保ち、学校

生活にふさわしくとの観点から、次のように規定した。

1. 制服

(1) 制服は本校指定の型とし、ブレザー、スラックス、スカート、ネクタイ、リボン、は指定のものとする。

※女子制服冬用スラックスを平成28年度より設定。(年間を通して着用を可とする。)

ただし、スラックスを購入し着用する場合は、同時にネクタイを購入し着用すること。

(2) ウエストを太めに採寸する、スカート丈を短くするなど、通常を逸脱する制服は一切禁止する。(逸脱した場合は再購入する)

(3) 白いYシャツ(白ボタン)を着用すること。

(4) 靴下は華美でないものとする。

2. 服装について

(1) 特別な事情により止むを得ず異装する時は、生徒手帳により異装願を提出すること。

(2) 休日等に登校する際も特別な事情がない限り、制服を着用しなければならない。

3. 制服の着用期間

冬服期間：10/1～5/31

夏服期間：6/1～9/30

移行期間：5/20～6/10, 9/20～10/10 この期間は、どちらの着用も認める。

夏服期間注意事項

①ブレザーは不要だが、スラックスとスカートは必ず着用することとする。

②ポロシャツは禁止。白いYシャツ(白ボタン)のみとする。

③ネクタイ・リボンは必着用ではない。ただし、式典行事・外部の来校者参加の行事の際は必ず着用することとする。

冬服期間注意事項

①ブレザーにリボン・ネクタイ・スラックス・スカートを登下校時は必ず着用することとする。リボン・ネクタイは、第1ボタンを隠すように着用すること。

②防寒着のベスト・カーディガン等は着用可とする。ただし、上着の下に着用すること。

色は白・黒・紺・グレー・ベージュ(茶)の5色に限る。また、原則は無地とし、デザインはシンプルなもの、首回りはVネックのものとする。ワンポイントがあるものを着る場合は華美なものを避ける。

③登下校時は必ずブレザーを着る。

④冬期服装はパーカー・スウェット・他校のジャージ・レグウォーマーを禁止とする。

⑤レグウォーマーやタイツの上からの靴下などは禁止とする。(登下校時のみ可)

⑥スカートの下にズボン等を穿くのは禁止とする。

⑦ジャンパー・コート類または、防寒着のフード付の型は、ブレザーの上からであれば登下校中のみ着用を認める。ただし、学生生活にそぐわない華美なものは禁止する。

2022年度 制服着用規定

【 頭髪・装飾・身だしなみ 】

- (1) 男女共学校生徒として品位ある髪型とし、パーマ・染毛・脱色・エクステンション・過度なデザインカット等は禁止する。
- (2) 化粧・マニキュア・カラーコンタクトの着用等をしてはならない。
- (3) 装身具は禁止する。 例：ピアス・イヤリング・指輪・ネックレス・ペンダント・ブレスレット等
- (4) 本校生徒として品位ある身だしなみを心がける。
- (5) 革靴または運動靴とする。 禁止例：エナメル靴・ブーツ・ハイヒール・サンダル・げた等
- (6) 学生生活にそぐわないような通学カバンの使用は禁止する。

【 清 掃 】

- (1) 常に校内の清潔・整頓を心がけること。
- (2) HRごとに清掃当番を決め、分担区域を清掃すること。清掃後責任者は分担区域の担当教員に連絡し、その承認を得た後下校すること。
- (3) 清掃用具は所定の場所に整理・保管すること。